

復刻版

みんなの経営ミニ

2025.8.29

最低賃金改定の目安が発表となりました

全国加重平均の上昇額は 63 円と過去最高額を更新

賃上げ基調が一層強まる中、毎年の最低賃金の引上げは社会的に大きな注目を浴びています。

そのような中、2025 年 8 月 4 日に今年度の地域別最低賃金額改定の目安が公表されましたので、主要な地域についてご紹介いたします。

なお、一部で未だ公表されていない地域もございます。

※現時点ではあくまで目安となり、毎年 9 月末頃にかけて確定されます。

	現状	改定目安	引き上げ額
北海道	1,010 円	1,075 円	65 円
東京	1,163 円	1,226 円	63 円
神奈川	1,162 円	1,225 円	63 円
大阪	1,114 円	1,177 円	63 円
鳥取	957 円	1,030 円	73 円
福岡	992 円	1,057 円	65 円

現時点で最も引き上げ額が大きいのは石破首相のお膝元である鳥取県の 73 円。次いで、70 円の石川県、69 円の福井県という北陸が続いています。

なお、改定日は通常 10 月ですが、三重県など一部の都道府県では 11 月以降の改定が予定されています。

(北海道、東京、神奈川、大阪は例年通り 10 月予定です。)

かわべのこぼれ話

最低賃金について

各都道府県で地域別最低賃金の答申が出揃ってきました。

今年の引き上げ額は全国加重平均で 63 円（昨年度は 51 円）と過去最高額を大幅に更新し、各企業にとって厳しい改正となりそうです。

改定後の北海道の最低賃金でフルタイム月給者を雇用する場合、残業代・通勤手当・皆勤手当・家族手当等最低賃金の算定に含まない一部手当を除いて、月給で 186,835 円以上が必要（月平均の所定労働時間 173.8 時間で計算）となりますので、10 月分以降の給与で最低賃金を割ることのないようご注意ください。

最低賃金の計算等でご不安の場合は担当者までご連絡願います。

西田労務経営事務所



協会けんぽの資格確認書の発送スケジュール

令和7年12月2日以降、現在お持ちの健康保険証は使用できなくなります

昨年12月に新規の健康保険証発行が廃止され、現在お持ちの健康保険証は令和7年12月2日以降、使用できなくなります。

今後は健康保険証として利用登録したマイナンバーカード(マイナ保険証)を利用して医療機関等を受診していただけますが、マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関等を受診する際には資格確認書が必要です。



令和7年7月下旬より順次、令和7年12月2日以降にマイナ保険証にて保険診療が受けられない方の資格確認書を被保険者様のご自宅へ送付しております。

また、この発送に先立ち、送付対象者がいらっしゃる事業所様には、送付対象者が掲載された一覧表を7月下旬に送付しております。

一覧表に掲載されていない方は、原則としてマイナ保険証の利用登録されている方ですので、医療機関等を受診される際には、マイナ保険証をご利用いただくようご案内をお願いいたします。



まだまだ暑い日が続いておりますので、体調にお気を付けください。

西田労務経営事務所

〒003-0021 札幌市白石区栄通7丁目1-10-305

TEL : 011-598-9203 FAX : 011-598-9206

Mail : sapporo@kyodo-keiei.co.jp

臨時の昇給、決算後の役員報酬など、給与改定がありましたら社会保険料の変更手続きが必要となる場合がございますので、是非弊社までご連絡をお願いいたします。

